

マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、

国保加入者全員に資格確認書の発行を求める陳情書

[陳情趣旨]

マイナ保険証の保有の有無に関わらず、国保加入者全員に資格確認書を発行・発送するようお願いしたい。

[理由]

現在、国は来年 7 月までの暫定措置として、後期高齢者にマイナ保険証の有無にかかわらず、資格確認書を申請不要・無償で交付適用にしました。経過措置として使用されている従来の健康保険証が本年 7 月末、一斉に有効期限を迎えることで、資格確認書の発行申請が役所の窓口に殺到することを懸念したことによる措置です。

しかし、従来の健康保険証も同様に、混乱を来すという懸念は拭えません。その混乱は資格確認書の交付申請を受ける自治体の窓口だけではなく、健康保険証の廃止を認識していなかった被保険者が受診する医療機関の窓口でも起こり得ます。

従来の健康保険証は昨年 1 2 月をもって発行停止とされ、代替えとして資格確認書が交付されることになっていますが、保険者による当分の間の職権発行を除き、本来は申請が必要とされています。申請手続きの煩雑さや周知の不足によって、必要な人に行き渡らないという懸念が生じています。

医療は全ての住民に等しく提供されるべき基本的な権利です。制度の過渡期にあっても、その保障は確実に担保されるべきです。

後期高齢者と同様に、国保加入者に対してもマイナ保険証の有無にかかわらず、資格確認書は無償、申請不要で交付する措置が必要です。

つきましては、船橋市においては、マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、国民健康保険の加入者全員に資格確認書を発送する手続きを求めます。